

鳥取砂丘イベント募集!!^{NEW}

あなたのイベントで砂丘が盛り上がる！！

鳥取砂丘の自然、歴史、文化を学ぶメニューや、観光新時代にふさわしいインバウンドを含む県外からの滞在型観光客を呼び込む、新しい発想のイベントを募集します。

応募期限：1次 令和2年2月14日(金)
【必着】 2次 令和2年3月31日(火)

募集イベント

○補助対象

・「日本一のすなば」である鳥取砂丘の魅力(自然、歴史、文化)を大人、子供ともに「学ぶ」、「発信する」ことに通じるイベント

18
ガ
・砂丘西側(多鯨ヶ池含む)の利用の方向性である「学び、遊び、泊まり」に通じるイベント

○補助内容

補助額上限 100万円 補助率 1年目4/5補助、2年目2/3補助、3年目1/2補助 (最大3年)

※2年目以降は、鳥取県と鳥取市の予算が成立した場合に限ります。



砂丘ビーチ砂もり大会&砂像コンテスト

鳥取砂丘未来会議事務局がみなさんをサポートします

鳥取砂丘未来会議事務局 (鳥取県庁緑豊かな自然課内)

TEL : (0857) 26-7200 FAX : (0857) 26-7561

E-mail : midori-shizen@pref.tottori.lg.jp

※裏面をご覧ください

「日本一のすなば」^{まる}魅力〇ごと事業「イベント実施者」募集要項（令和2年度）

1 目的

鳥取砂丘の魅力を学んだり、砂丘西側エリアの活用の方向性である「学び、遊び、泊まり」に繋がるイベントに対し補助する。

なお、本補助は平成12年に創設された鳥取砂丘新発見伝事業を継承するもの。新発見伝事業は創設後約20年が経過し一定の成果が出ているとともに、砂丘を取り巻く環境も変化しており、令和2年度からのイベントを対象に新たな支援制度を立ち上げる。

2 募集内容

| | |
|----------|--|
| 募集するイベント | ・「日本一のすなば」である鳥取砂丘の魅力(自然、歴史、文化)を大人、子供ともに「学ぶ」、「発信する」ことに通じるイベント ・砂丘西側(多鯨ヶ池含む)の利用のあり方が砂丘未来会議にて検討されており、利用の方向性である「学び、遊び、泊まり」に通じるイベント ※砂丘西側での実施に限らない (例) ・大人が若き頃感じた砂丘の魅力と、現在の魅力を再認識する学習イベント ・大人が子供に伝えたい、学んでほしい砂丘の魅力を子供が学ぶイベント ・砂遊びを通じ、子供教育につながるイベント ・観光客(外国人含む)に発信するための知識、方法を学ぶイベント ・砂丘に滞在し満喫することに通じる砂丘ならではのアクティビティ、リラクゼーション等のイベント |
| イベント補助額 | 100万円を上限として、イベント経費から提案者の自己負担(イベント実施収入、協賛金、寄附金、自己資金)を除いた額とイベント経費に補助率(1年目4/5、2年目2/3、3年目1/2)を乗じた額のどちらか低い額。 |
| 応募資格 | 提案する企画が実施できる非営利の団体・グループ・個人 |
| 募集枠 | 予算の範囲内で決定します。 第1次募集で予算の枠に達した場合は第2次募集は中止とします。 |
| 実施期間 | 令和2年4月1日(水)～令和3年3月7日(日) |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">● 鳥取砂丘は、自然公園法、文化財保護法、航空法、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例などの法令等による規制があるので、イベントの企画に当たっては、各法令を十分確認してください。なお、各法令の規制の内容等不明な点がある場合は、事務局にお問い合わせください。● 鳥取砂丘周辺とは、鳥取市福部町岩戸以西の山陰海岸国立公園区域とする。● イベントの企画の際は、鳥取砂丘が自然公園法により特別保護地区として、文化財保護法により天然記念物として保護されていることを十分意識すること。● イベントに際しては、馬の背の南側斜面の自然景観に配慮すること。 |

3 応募方法、採択基準

下記問合せ先に企画書の様式を請求いただき、応募ください。

企画書様式、記入についての注意事項及び採択基準はこちらのサイトからダウンロードできます。

<http://www.tottorisakyu.jp/>（「日本一のすなば魅力〇ごと」で検索してください。）

企画書の作成について事務局がアドバイスします。アイデアとやる気のある方はご相談ください。

4 応募期限

【第1次】令和2年2月14日(金)【必着】

【第2次】令和2年3月31日(火)【必着】

5 審査方法・審査結果について

企画書を事務局で書面審査した後、2月下旬頃にヒアリングを行い、結果をお知らせします。

<応募・問合せ先>

鳥取砂丘未来会議事務局

①鳥取県生活環境部緑豊かな自然課（旧砂丘事務所の所管課）

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 ☎(0857)26-7200 ファクシミリ(0857)26-7561

②鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課

〒680-8571 鳥取市幸町71 ☎(0857)30-8293 ファクシミリ(0857)20-3947